

やすらぎだより

8
月
号

陽気で緑にあふれた生活 それやすらぎ園です

施設長コラムバックナンバーホームページ掲載しています。

コラム第146号

「迷走する負担の仕組み」

施設長 植田 誠



8月から社会保障制度の仕組みが少し変わるようである。介護、医療、年金ともに応能負担への流れが進む仕組みとなっている。詰まり、収入に応じて支払う金額を変える制度に移行されていくようだ。

介護保険制度が始まったのは平成12年、それ以前は‘措置制度’と呼ばれていた。基本的には税金を財源としながら市町村がサービスを決め、実施主体は地方自治体であり所得によって負担が変わる応能負担であった。故に、施設は責任主体である自治体との関係が密となり、常に連携が取れていたが、一方、顔色を伺いながら責任の所在が不明瞭なことも多かった。「施設の責任は、最終的には市の責任」行政処分という名の立ち位置は、関与と主体の曖昧さを浮き彫りにした。

話を負担の仕組みに戻そう。時代が介護保険に移ると応益負担となった。収入の差に変わりなく皆が同じ金額を支払うシステム、サービスを受ける人が利用額の1割（現在は2割もある）を負担することとなる。‘措置から契約’ ‘社会全体で介護を支える’という御旗は、近い将来予想される財源の危機への不安を一蹴したかの様に思えた。

予想を上回る少子高齢化と財政の悪化は、多少の制度変更では追い付かなくなった。社会保障の財源は税と社会保険料、そして利用者負担である。消費税増税が切り札ではなくなる中、応益負担から応能負担に移る流れは必然かもしれない。

立場や見方が違えば評価も変わる。8月からの第2号介護保険料は、大企業社員や公務員は負担が増え中小企業組合は減る。所得の高い高齢者の負担上限は高くなり、低所得者のアップは抑えられた。施設運営者とサービス利用者の見方も違って当然だ。

応能か応益かが結論ではない、これからも迷走することは時代が証明している。



社会福祉法人やすらぎ会 実施事業

- | | |
|------------------|----------------|
| ○特別養護老人ホーム やすらぎ園 | ○ケアハウス やすらぎ |
| ○在宅サービス事業所 | ○介護予防関連事業 |
| 居宅介護支援事業所 | ○グループホーム むつみあい |
| 訪問介護事業 | ○低所得高齢者等住まい・ |
| 訪問入浴介護事業 | 生活支援事業 |
| ○短期入所生活介護事業 | |
| ○在宅介護支援センター | |
| ○天理市東部地域包括支援センター | |